

申請日	20			年			月			日
-----	----	--	--	---	--	--	---	--	--	---

定年退職者等医療補助金・特別医療金申請書

相鉄共済組合理事長 様

定年退職者等医療基金規約第11条及び第12条により申請します。

会員番号				会員氏名		印	年齢	6	歳
加入保険 (○をつける)	1.西南健保	3.協会けんぽ	補助金対象者 (○をつける)	2.国民健保	4.その他	1.本人	2.被扶養(氏名:) 被扶養は氏名記入	

区分	項目	明 細	金 額				
11	医療補助金	診療月 20 年 月分 (1人・月単位に計算し20,000円が上限)			0	0	0
21	室料差額	1日単価(5,000円まで)×日数(100日限度) × 日					
22	食事療養費	1食単価×食数(300食限度) 円 × 食					
	合 計						

【申請にあたって】

- (1) 加入者が満60歳から70歳になるまでの間、本人と健康保険証上の扶養家族の方が申請できます。
- (2) 医療補助金は1人、1ヶ月単位で給付額の算定をします。1ヶ月分(毎月1日～月末)を計算し1枚の申請書に記載して下さい。同一月で2回以上は申請できません。1年以内なら、複数月まとめて申請することができますが、1ヶ月毎に1枚の申請書が必要です。
また、同一月の本人分と被扶養者分は、同一申請期間に申請してください。
- (3) 申請書に添付された領収書は一切返却致しません。領収書の本証が必要な場合は、領収書のコピーを添付して申請して下さい。ただしコピーが不鮮明な場合、補助金は支給されません。
- (4) 領収書には申請対象者名の記載が必須ですので、氏名と保険診療対象金額を記載した領収書を発行してもらって下さい。
- (5) 領収書の記載内容が不明のとき、医療機関に問合せする場合があります。

【医療補助金の申請方法】

- ① 健康保険適用の医療費領収書1枚毎に金額が2,000円以上のものを抜き出します。
- ② 補助金対象者別、診療月別に整理します。(領収書1枚が2,000円未満は対象外)
- ③ 1ヶ月分の合計金額が8,000円以上の場合に補助金の申請ができます。
- ④ 1ヶ月分の合計金額から7,000円を減算し1,000円単位に端数を切り捨てた金額が申請額です。
ただし、申請の上限金額は20,000円です。
- ⑤ 本人、被扶養者別に1ヶ月単位で申請書を記入し認印を押し、領収書を添付します。
- ⑥ 申請書・領収書を共済組合へ送付します。(糊付不可、ホチキス止めも不可です)

事務局長	福祉課長	福祉係長	係